

【小松市公共基準点管理保全要綱】

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき小松市が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において公共基準点とは、1級基準点、2級基準点及び3級基準点（相当精度の基準点を含む）であつてかつ永久標識（測量法第10条第1項第1号に規定する永久標識をいう。）を設置したものをいう。

(公共基準点の使用手続)

第3条 公共基準点を使用しようとする者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（様式第1号）により市長へ申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、公共基準点使用承認書（様式第2号）を当該申請をした者に交付する。

3 前項の承認書の交付を受けた者は、その承認を受けた公共基準点を使用するときは、当該承認書を携帯し、本市の職員又は公共基準点が設置されている土地若しくは建物の所有者若しくは管理者（以下「土地所有者等」という。）の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の承認書の交付を受けた者は、その承認を受けた公共基準点の使用を終えたときは、公共基準点使用報告書（様式第3号）により市長に報告するものとする。

(工事施工の届出)

第4条 道路の掘削その他の工事（以下「掘削工事等」という。）を施工する者（以下「工事施工者」という。）が、公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある掘削工事等を施工しようとする場合は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（様式第4号）を市長に提出し、市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、次条第1項の規定により公共基準点の一時的な撤去又は移転の承認の申請をする場合は、当該届出書の提出を省略することができる。

2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある掘削工事等とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 掘削底面端からの角度が45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等

(2) 車両及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車両及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為

(3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと認められる掘削工事等

3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したものに限

る。)

(2) 引照点図又は市長の指示する測量資料

(3) 写真（公共基準点及びその周辺並びに全引照点を確認することができるものに限る。）

4 工事施工者は、公共基準点の付近での工事がしゅん工したときは、速やかに公共基準点付近での工事しゅん工報告書（様式第5号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) しゅん工写真（公共基準点及びその周辺を確認することができるものに限る。）

(2) 引照点図（着工前としゅん工後を対比することができるものに限る。）又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果（公共基準点の異状の有無を確認することができる測量資料に限る。）

6 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障をきたしたと市長が認める場合は、工事施工者は市長と協議を行わなければならない。

7 前項の協議が終了したときは、当該工事施工者は、公共基準点復旧承認申請書（様式第6号）により市長に申請し、復旧の承認を受けなければならない。

8 市長は、前項の承認をしたときは、公共基準点復旧承認書（様式第7号）を当該工事施工者に交付する。

（一時的な撤去及び移転）

第5条 工事施工者は、公共基準点の一時的な撤去又は移転する必要がある場合（土地所有者等の行う工事により必要が生じた場合を除く。）は、あらかじめ公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（様式第8号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 位置図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したものに限る。）

(2) 写真（公共基準点及びその周辺を確認することができるものに限る。）

(3) 再設置位置図（再設置前と再設置後の位置関係を確認することができるものに限る。）

3 市長は、第1項の承認を行ったときは、公共基準点（一時撤去・移転）承認書（様式第9号）を当該申請をした者に交付する。

4 土地所有者等の都合により公共基準点の一時的な撤去又は移転する必要がある場合は、当該土地所有者等は、公共基準点（一時撤去・移転）請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（機能の回復）

第6条 工事施工者が公共基準点の一時的な撤去、滅失、き損、移転等をしたことにより、その効用に支障をきたしたと市長が認める場合又は土地所有者等が公共基準点の一時的

な撤去若しくは移転をする場合は、当該工事施工者又は土地所有者等は、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量成果（測量法第9条に規定する測量成果をいう。）の修正（以下「測量作業」という。）を行うことにより、公共基準点の機能を回復させるものとする。

2 前項の場合において、既設と同様の構造による公共基準点の設置が特に困難であると認められるときは、市長と協議のうえこれを変更することができる。

3 前2項の規定は、工事施工者以外の者であつて、故意又は過失により公共基準点を滅失し、又はき損したもの（以下「事故原因者」という。）について準用する。

（機能回復の施工者）

第7条 前条第1項の規定による公共基準点の再設置に係る測量標（測量法第10条第1項に規定する測量標を言う。）を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原則として当該再設置の原因者である工事施工者又は事故原因者（以下「工事施工者等」という。）が行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は市長が行うことができる。

(1) 工事施工者等による設置工事が、困難であると認められる場合

(2) 土地所有者等による公共基準点の一時的な撤去又は移転の請求があつた場合

2 測量成果の修正（以下「測量作業」という。）に必要な手続きは、測量法第36条、同第37条第3項、同第40条その他関係法令に基づき市長が行う。

3 偏心法による移転により機能回復を図る場合は、工事施工者と市長との協議のうえ施工者を決定するものとする。

（設置工事）

第8条 工事施工者等は、公共基準点の設置位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に市長と協議しなければならない。

2 工事施工者等は、原則として測量標等は、既設のものを再度使用するものとするが、使用不可能な場合は、市長が指示する測量標を工事施工者等が設置するものとする。

3 工事施工者等は、設置工事の品質、出来形、工程、工事実施状況等を明らかにする写真を撮影しなければならない。

4 工事施工者等は、設置工事がしゅん工したときは、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第11号）を前項の写真とともに市長に提出し、検査を受けなければならない。

5 工事施工者等は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

（費用の負担）

第9条 公共基準点の設置工事に要する費用（既設の公共基準点の取り壊し費用を含む。以下「設置費用」という。）及び公共基準点の測量作業に要する費用（以下「測量費用」という。）は、原則として工事施工者等が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、土地所有者等の都合による設置費用及び測量費用については、本市が負担するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、本市所管の工事に係る設置費用及び測量費用については、当該工事を所管する課長と総務企画部管財課資産管理室長とで協議するものとする。

(その他)

第10条 この要綱により難しい場合又はこの要綱に定めのない事項についての取扱いは、その都度市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。